

紀伊国那賀郡における一皮田部落の成立

——雑賀一向一揆との関連の検討——

寺 木 伸 明

はじめに——本稿の課題

私は、被差別部落の起源に関して、(1)近世部落(主として「えた」身分、ここでいう皮田部落)を含む近世身分制度の成立の歴史的背景¹⁾契機として、統一権力による一向一揆弾圧・解体策を重視すべきこと、(2)それとのかかわりにおいて近世部落成立の諸コースの中の一つの、しかし重要なコースとして一向一揆参加者の一部に対する身分²⁾政策による近世部落への組み入れがあったと考えられることを指摘してきた。³⁾

私の主張に対しては、さまざまな批判がなされていて、ありがたく思っているが、とりわけ批判は(2)の方に集中し

ている。そこで本稿では、私自身が一番重視してきた、雑賀一向一揆と被差別部落の起源との深い関連を示していると考えられる紀伊国那賀郡内の一皮田部落の事例を具体的に取り上げて、自説を実証的に強化しようとするものである。

後に検討を加えることになるが、この皮田部落の中に立地している、いわゆる部落寺院・蓮乗寺(浄土真宗西本願寺派、かつては撰津・富田の本照寺末)には、雑賀一向一揆に関する貴重な古文書が伝蔵されている。ところが、紀州の部落史を長年にわたって調査・研究してきた渡辺広は、それらの古文書は間違いのない本願寺方の史料であることを認めつつも、「他地域のものがまぎれこんだものと考えざるをえない」と断定したのである。先に述べたよう

に渡辺がとくに紀州の部落史に造詣が深いだけに、私の説に対する批判者は、おそらくこの渡辺説を無批判的に受け入れて、それを一つの有力な反証の論拠にしているように思われる。私は、以下の論述の中で、この蓮乗寺文書をめぐる渡辺の主張がいかに非科学的な速断であるかということを示すつもりである。

一 井坂皮田部落の概観

本稿の対象とする地域は、紀伊国那賀郡内の井坂皮田部落である。紀ノ川中流域の北岸の近くに立地し、昔の井坂の渡しの側である。同部落の北西四キロメートル余りのところに有名な根来寺が存在している。慶長六年(一六〇一)の検地帳の写(寛延四年へ「七五」の写)によれば、田畑合計一二町九反一畝一三歩、高一九四石八斗九升を所持していた。上々田が五町五反六歩(高一〇四石五斗三升八合)、上田が三反四畝二〇歩(高六石二斗四升)、中田が一町一畝九歩(高一七石二斗二升一合)、下田が一町八畝三歩(高一四石五升三合)、下々田が一反六畝一六歩(高一石六斗五升三合)、残りは畑地という具合で、けっして地味の劣悪な場所ではなかった。家数は、一九軒と記されているが、これは屋敷の筆数であって、実際には五五人の名請

人が記載されている。⁴⁾なお、この検地帳写は、井坂皮田村分の帳簿である。

慶長一八年(一六一三)六月の状況を示している「紀州検地帳写」では、近世部落のうち井坂皮田部落のみ「皮田村」として独立村的な形態をとって表記されている。その村高は、一九四石七斗一升四合であった。元禄二年(一六八九)のものと推定されている「田中組指出帳」の末尾に「⁵⁾皮田村カ」とあり、村高一九四石八斗九升と記されている。さらに下って延享元年(一七四四)のことを記す「田中組大指出帳」にも「⁶⁾村」とあり、同額の村高が記されている。そこには「庄屋 次兵衛、肝煎 忠右衛門」と記載されている。もっとも、「池田組大指出帳」の古和田村の項に、「同村之内⁷⁾とある皮田部落の方にも庄屋・肝煎の記載がみられるのであるが、井坂皮田部落が近世初頭から独立村的性格を強くもっていたことは否めない。ただし、『紀伊續風土記』には下井坂村の項に「同村の内皮田」とあり、その末尾に「皮田」の田畑高、家数、人数等が記されているので、下井坂村の一定の支配を受けていたことも否定できない。⁸⁾

井坂部落の家数・人数の変遷を簡単に見ておくと、以下のとおり。元禄二年(一六八九)四六軒・二七九人、延享元年(一七四四)一一五軒・五四二人、天保十年(一八三

九)一五五軒・六九一人、明治六年(一八七三)一六七軒・九七二人。

以上のように井坂皮田部落は、近世初頭以来二〇〇石近くの所持高を有し、独立村的性格をもった、かなりの家数・人数を擁する地区であった。また、土地所持に關して、分散的ではなく、屋敷地に近いところに集中して持っていたこと、その等級において他村の農村と比べても不利な状況にあったとはいえないことなどが特記されなければならぬ。

二 井坂皮田部落内の蓮乗寺

所蔵文書の史料批判

井坂皮田部落の起源を考察するための重要な古文書は、

(1)雜賀一向一揆關係史料と(2)同寺の由緒記の類いである「蓮乗寺代々記」とに大別できる。

(1) 雜賀一向一揆關係史料の検討

この史料は、また(A)巻物として伝えられたものおよび井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘文館、一九六八年)に収められたものと(B)写しとして伝えられたものとの二つに類別される。

この(A)の史料は、巻物収録(雜賀一向一揆關係に限る)が三点、井上著書所収が三点からなるが、そのうち一点は兩者共に重なっているので、内容の異なる史料は合わせて五点である。論の展開上、すべて重要な意味をもっているもので――また当然、雜賀一向一揆關係史料としても貴重なものなので――、以下に全文を掲載する。

〔巻物1〕

〔包紙〕
紀州坊主衆中へ 頭如
門徒中へ

従去年、信長可有表裏と令覺悟之条、今更不驚候、然共、各依由断、当寺あいかへかたく候、一流破滅此節ニ相極候、委細申合兩人ニさし下候、有志衆ハ一味同心に申合、急度馳走候者、可為弘法興隆候、舟手之儀肝要候、無由断調談專一候、いそき候間不能詳候、猶相合兩人候也、あなかしこく、

(天正四年)
卯月十八日

頭如(花押)
紀州 坊主衆へ
門徒中へ

〔巻物2〕

〔包紙〕
大田退衆中へ 頭如

謹言、

(天正七年)
十二月三日

常楽寺 証賢(花押)
頭証寺 証淳(花押)
教行寺 証誓(花押)
慈敬寺 証智(花押)
雜賀 年寄衆中

〔井上著書1〕

〔黒印〕

急度被仰遣候、随而御番衆鉄炮百丁、早々可被上置候、毎度如申候、筒をハ各持候て、可被參候、此方御堅固御座候、不可有氣遣候、仍被排 御印判候、謹言、

五月四日

刑部卿法橋 頼 廉(花押)
上野法眼 正 秀(花押)
常楽寺 証 賢(花押)

紀州惣御門徒衆中

今度、大田在所之内志之同行、抽而被頭忠勤之故、早と属本意事、誠無類心中可謂弘法再興、弥馳走肝要候、さためて私の存分等可在之候へとも、何事も此砌之儀者聖人へたいし奉り、報謝之恩をはけし、一味同心に申合、国堅固ニ候ハ、可為快然候、将又安心之事不珍候へとも、雜行雜修をすて、一念に 弥陀如来後生たすけ給へと申人ニハ、皆悉往生すへき事不可有疑候、此上ハ弘恩報尽のために、昼夜朝暮にハ念仏申され候へく候、此通幾度もく各談合候て、法義由断あるましく候、尚刑部卿法眼可申候也、穴賢、

(天正五年)
正月廿四日

頭如(花押)
紀州 大田退衆中へ

〔巻物3〕

〔黒印〕

御和談之儀、就相究、様躰為可被仰聞、先度被參候年寄衆、不殘早速可被參由被仰付、兵・竜、昨日雖御差下候、重而此仁被遣候、過急之事候条、此使者下着次第ニ、急可被罷上候、以外御急之儀候間、乍造作夜路にて候共、不移時日可被參候、少も延引候てハ無其詮候、此等之趣、堅可申下之由、懇被仰出候、則被排御印判候、

〔井上著書2〕

被成下 御印書、謹而拜見、忝存候、仍鉄放五百挺可有馳参之旨、被 仰出候、無由断得其意候、此等之趣、可然之様御披露所仰候、恐惶謹言、

正月十五日

〔兼印〕
紀州
嘉

常楽寺殿

刑部卿法眼御房

これらはすべて一向一揆当時の真筆であって、井上銳夫のみならず渡辺広も、その点は認めている。⁽¹³⁾問題は、この古文書がもともと蓮乗寺のものであったかどうかという点である。そのことについて井上は次のようにいう。

「古文書は各種の事情で移動するものであるが、これらの祖先の勲功を語る宗主御書・御印書などが、紀州坊主衆を代表する有力寺院の手から、未解放部落の寺院へ売買・譲渡されることは、その差別が近世ほどでなかったにしても、常識的に考えられないことである。とくに蓮乗寺ではこれらの文書の写しが近世に作製せられており、この写しには原本の見えない消息も記されているので（このうち川崎了玄宛のものは偽作らしいが）、江戸時代にはこれを上廻る古文書が所蔵されていたと見て差支えない。」

ない。また御印書には花押に疑念を挿む余地のあるものもあるが、少なくとも天正年間の御印書である点は認めねばならないと思われる。つまりこの文書は、蓮乗寺の祖先（川崎了玄）にあてられたものではないが、雑賀衆として実際に鉄炮隊を率いて上坂したものが了玄であり、彼の手を通じて雑賀惣中へ書状がもたらされたといえる。⁽¹⁴⁾

これに対して渡辺は、次のように批判する。

「井上銳夫の『一向一揆の研究』のなかに、那賀郡のある部落（年号を書き替えた部落ではない）の史料が引用されている。その史料は確かにまちがいのない史料だと思いが、残念なことに、その寺院の伝承は、他の史料とつきあわせると、信用できないから、他の地域のものでまぎれこんだものと考えざるをえない。戦国時代の前期に死んだ開祖の名前が、慶長六年（一六〇一）の検地帳にみえるからである。こういうことからみて、その史料から、地域の皮田部落のことを云々することはできないのではないかと思う。雑賀一揆の史料としては、前述したように、まちがいのない史料であるから、十分利用でき⁽¹⁵⁾るが。」

さらに注において、その根拠を補足している。

「ところで、『蓮乗寺代々記』には『俗名助九郎法名

善正代ノ事……老父ユヅリノホカニ、田島諸跡モトメツエ富貴ニシテ下人三十人ト云々、ソノコロ根来寺繁昌ノ砌ナリ、ソノ節ホソノチン、アラカハチンアリ、田中カウザキドソノホカ名主フカイリウシロロマキイリミダ⁽¹⁶⁾ル時、助九郎テガラヒルイナシ。依之犬神筋ノ畑巻町余高ノゾキニタマハリ、在名川崎助九郎ニタマハルト、カウザキドソノホカ田中ノ庄名主ノ連判ノ御書クダサレソナリ。年ヲヘテノチ善正大酒ニヨリテ、田中上野前ヤナギ嶋ニテ享祿四年（一五三一）卯ノ霜月十日ニ往生セシム。人コロシタルトモイフ。ソノトキ後住若名イワ歳五歳一子ナリ。田畑ハ根来寺エトリアゲラレ」とある。だが、助九郎は、寛延四年（一七五二）未十月の『慶長六年七月廿三日 御検地帳写 田中組 井坂ノ内 皮田村』によると、『慶長検地帳』の名請人であり、所持地を集計すると一町一畝一步、茶一五〇目となる。『御検地帳写』の慶長六年の欄と寛延四年の欄をくらべると、助九郎が蓮乗寺の住職の祖先であることがわかる。助九郎が享祿四年（一五三一）に死亡したとすると『慶長検地帳』に名前が出てくることは理解できない。同名異人と考えれば話は別だが、『蓮乗寺代々記』には同名異人はみえない。こう考えてくると『俗名助九郎法名善正代ノ事 一御本尊ノソミアケラレ御裏ニ 実如上人様

ノ御自筆ノ御念比ナル御書御判永正三年（一五〇六）霜月廿八日ニ御免アソバサレクダサレソナリ。御本尊ノ御裏ニ御自筆ノ御書御判大切ナルマレナルオンコトナリ」という記事も疑問がもたれる。したがって、『蓮乗寺文書』は、果たしてこの寺院の過去を物語るものであるかどうかは疑わしい。⁽¹⁶⁾

みられるように、渡辺は、戦国時代前期に死んだ住職の助九郎の名前が慶長六年（一六〇一）の検地帳にも見えることを最大の根拠とし、後に検討することになる「蓮乗寺代々記」に疑問を投げかけ、そのことよって先に紹介した雑賀一向一揆関係史料が「他の地域のものでまぎれこんだものと考えざるをえない」と結論したのである。

この渡辺の論断に対して、石尾芳久は現地調査をして、古文書を確かめるとともに、蓮乗寺現住職より同寺は代々俗名助九郎を名乗ってきたということ聞き取ったうえ、そのような事例が泉南の部落寺院にも存在したことを明らかにした。つまり戦国時代前期に死亡した助九郎と慶長六年の検地帳に出てくる助九郎は同一人物ではなく、別人（初代助九郎の子孫）であると解釈すべきであるとしたのである。⁽¹⁷⁾

この石尾の主張に対して、渡辺は次のように反批判を加える。

「石尾氏は『当寺(蓮乗寺)が本来助九郎道場といわれ、代々助九郎と名乗ってきた』という伝承を肯定されるが、『蓮乗寺代々記』には助九郎は一人しのみでない。石尾氏は、伝聞証拠を採用されるのか。なお、一世代は約三〇年であるから、助九郎は慶長検地当時の人と考えざるをえない。ちなみに、慶長検地帳の助九郎の屋敷は、蓮乗寺の屋敷である。」

渡辺は、ここでは伝聞証拠を否定するのみで、助九郎という名前の問題に関して別に新たな事実を付け加えているわけではない。私は、伝承をそう簡単に否定すべきではなく、当時の社会状況をふまえて他の確実な文献史料ともつきあわせ、総合的に判断したうえで、結論を出すべきだと考える。中世末から近世にかけて、代々同じ名前を名乗る襲名の慣行はかなり存在していたのであり、かの鈴木孫市(雑賀孫市)も父子二代にわたって同名を名乗っている。しかも、父孫市は、通称を左大夫、庄大夫、源左衛門といひ、諱を重幸(行)、重朝、重秀という。その子孫市は、重次、重意、重秀、持秀とも名乗り、通称は孫市郎あるいは源三郎であったという。

実は、蓮乗寺住職は、初代が西善、二代が西願で、三代目善正が初代助九郎であった。その子の四代了善は、幼名岩で、のち俗名助大夫を名乗った。慶長六年の時点は、彼

る。ここにこそ論理の飛躍がみられるのである。一向一揆当時の確実な史料である雑賀一揆関係文書自体の考察によって、外から入ってきたものなのか、もともと同寺のものであったのかを明らかにする必要があったのである。

そこで以下、私は、これらの史料の分析に基づいて、これらが蓮乗寺にもともとあったと考えた方がより合理的で自然であるということを示すために書いていきたいと思う。そのためには、まずそれぞれの文書の内容を検討しておく必要がある。

〔巻物1〕この文書は、本願寺第十一世頭如の紀州坊主衆・門徒中宛書状である。「頭如上人文案」とも完全に一致する。年記はないが、織田信長と対決した石山戦争時の天正四年(一五七六)のものだと推定されている。内容は、敵である信長に去年より表裏のふるまいがあったが、覚悟していたから今更驚かない、しかし油断すれば石山本願寺をかかえることは難しく、一流の破滅はこの時に極まる、きつと尽力してくれば仏法は興隆するであろう、船手のことが肝要で、油断なく調談を専一にするように、詳しくは使いの兩人に申し含めてある、というものである。ここでは、とくに「船手之儀」が重視されていることが注目される。

〔巻物2〕この文書は、頭如の紀州大田退衆中宛書状であ

の在世中であるが、もう一つの俗名助九郎が慶長検地帳に記されたものと考えてもけっして不思議ではない。のちに検討する「蓮乗寺代々記」によれば、初代助九郎は、田中庄の名主が入り乱れたとき手柄があつて畑一町歩余りを高除きに賜るとともに、在名川崎助九郎の名前を貰ったとあつて、同名が住職家にとつて由緒ある大事な名前であったと考えられるからである。くりかえしになって恐縮であるが、鈴木孫一が同じ名前を襲名するとともに、他にも名前を有していたことを考えると、助大夫の、もう一つの俗名が助九郎であったと考えても、別に飛躍はないのではなからうか。また、のちに検討を加えるように、「蓮乗寺代々記」は江戸初期に作成されたもので、できるだけ客観的に書こうとした姿勢がうかがわれるものであるが、執筆者了善の父が了善(助大夫)だったのであるから、父の俗名が助九郎であるのに間違つて助大夫と書くということは考えられない。二つの俗名を持っていたと考える方が自然である。

しかし、渡辺説の最も大きな問題点は、右のところにあり、のではなく、「蓮乗寺代々記」(私の類別による(2)の史料)や伝承に疑問があるから、雑賀一向一揆関係史料(私の類別による(1)の(A)の史料)は、「他地域のものがまぎれ込んだものと考えざるをえない」という論理の運び方にある。これも年記がないが、井上銳夫をはじめ、『打田町史』⁽²²⁾『和歌山市史』⁽²³⁾『和歌山県史』⁽²⁴⁾ではすべて天正五年(一五七七)と推定している。井上は、次のように考証している。

「信長が雑賀を攻撃しようとした天正四年五月『就雑賀成敗、不日立色、可抽忠節之由』(太田文書)織田信長書状)を、太田源三大夫がまず信長に申し出ている。頭如は『於門下之輩者、抛万事雑賀へ罷越、一味同心可成其働事、尤有難次第候。仏法之安危此節候』(頭如上人文案)と紀州三カ郷門徒中へ申下しているが、この三カ郷とは、雑賀庄の北に接する宮郷・中川郷・南郷の三組のこと、この三組を支配するものが、宮郷の太田に城を構える太田源三大夫・太田兵衛佐にはかならなかつた。

『紀州雑賀内三緘之者并根来寺杉之房、御身方ノ色を立申』(『信長公記』)とあるように、三カ郷惣中は根来寺と通じて信長に依り、頭如が正月「大田在所之内志之同行抽而被頭忠勲之故、早々属本意」(『蓮乗寺文書』)と「大田退衆中」を激励しているのはこのためであった。

これに対して石尾芳久は、この文書は天正十四年(一五八六)のものだと推定する。その論拠は次のようである。

「すなわち井上氏の考証によれば、紀州大田退衆中宛の頭如の文書は、三カ郷惣中が根来寺と通じて信長に内

応したので、これを肅清するために大田在所の者共にあってたと考証されているのであって、その故に右の文書の日付の正月を天正五年の正月と認定されているのである。しかし、井上氏のように断定するには余りにも多くの問題をこの文書は含んでいる。大田退衆中宛の頭如の文書は、次の如くである。(文書略)

井上氏は、右述したように、これを激励の文と解釈されているのであるが、この文には武器をもって戦うべきであるといった趣旨の事柄は少しもなく、雑行雑修を捨ててひたすらに念仏すべきことをさとし、それが仏法再興の基となることをさとしているのである。これをもってみるならば、この文書を武器をとって戦うべきことを主張した天正五年といった時期の頭如の消息として認定することは、著しく困難となる。大田退衆中への『退衆』という言葉は何を意味するのであろうか。『和歌山市史』第四巻『史料解説』一三二〇頁には大田城水攻の終末について『四月十二日、城中より詔言があり、秀吉は主魁の首若干を差出すことを条件に、籠城衆の助命を約束した(五八三〜五八五号)。同二十二日、城衆中の主たるもの五十余人が自害し、女子供はその日のうちに残るものも二十三日にすべて退城が許された。その際、退城衆には二十日間の食糧が与えられ、すき・くわ・なべ・

かま・その他家財・牛馬を持出すことが許された(五八三・五八七号)。秀吉の水攻は、籠城衆をして、地侍として死を選ぶか、すき・くわを手にして帰農するかを決断を選択させる、いわば兵農分離を地でゆく巧妙な作戦だったといえる。首を差出した五十余人(諸書によって数字が違うが、フロイスの五十三人というのが最も正確であろう)は氏名も充分明らかでないが、彼らは地侍としての身分と誇りを死の代償をもってあがなった人たちである」とある。頭如よりの『大田退衆中』への文書の『大田退衆』は、右の退城衆を意味する、と考察すべきである。恐らく全員死を決意して大田城の籠城衆となった最後の一向一揆を戦った人々に対し、頭如は教団維持の立場から誇をすてて転向すること——退城衆となることを、何等かの方法で——籠城衆の一員でもあった川崎蓮乗寺了玄への連絡を通して、その工作をすすめていたのであり、それは『土民百姓住居之地』たる大田城の攻略に余り時間をかけることにより面目を失する恐れがあった秀吉の権力関心と合致するものがあつたのであって、かくして『大田退衆中』の頭如の文書は、了玄にしたがって退城し、蓮乗寺の周囲に集居した人々に対する最終的な説得の文書である、と考えられるのである。⁽²⁶⁾ 確かに石尾の指摘するように、この「大田退衆中」宛書

状には、雑賀衆に味方して共に信長と闘うべきであるといった趣旨の文言が入っていない。井上も引用している、天正四年と推定されている五月二十三日付の紀州三ヶ郷宛頭如書状には、「抛萬事雑賀へ罷越、一味同心可成其働事尤難有次第候⁽²⁶⁾」とあり、明らかに信長との戦闘を呼びかけているのである。また、同書状には、「雑行雑修をすて、」云々という文言も入っていない。末尾の文章は、「返々其表の馳走肝要候也」となっている。

この「雑行雑修をすて、」というような文言は、天正八年(一五八〇)三月の勅命講和以降に、なお抗戦を続けようとする民衆門徒の動きを封圧するために頭如によって使われ始める傾向が見られる。たとえば、天正八年のものと推定されている四月十五日付の越中国坊主衆中・門徒衆中宛頭如書状には、「一日も片時もいそぎ／＼雑行雑修をすて、一心に弥陀仏をたのミ申候人とハ、必極案に往生すへき事、ゆめ／＼疑あるましく候⁽²⁷⁾」とあり、また、同年のものと推定されている五月二十四日付の坊主衆中・門徒衆中宛頭如書状にも、「もろ／＼の雑行雑修をなけすて、一心一向に弥陀如来をたのミまいらせて、ふた／＼／＼なく信したてまつれハ、必極案に往生すへき事、不可有疑候⁽²⁸⁾」とある。なお、「頭如上人文案 巻下」に収められている「加賀越前門徒ニ出サレタル分」の十一通のうち八通に

「雑行雑修をすて、」という文言が入っているが、これらは他の三通も含めて懇志に対する礼状であって、信長との戦闘を呼びかけたものは皆無である。⁽²⁹⁾ さらに、「大田退衆」という宛名についても、もしこの書状を天正五年のものと考えると、次の二点において不都合が生じる。まず第一に、「退衆」の意味がわからない。「大田在所之内志之同行」がなぜ「大田退衆」なのか、判然としないのである。井上は、この点についてはまったく不問に付している。

第二に、次に示すように、この文書と日付も同じで、文章も酷似している紀州三ヶ郷門徒中宛の頭如書状文案が残されているが、「大田在所之内志之同行」も三ヶ郷門徒中に含まれているのに(三ヶ郷とは宮郷・中川郷・南郷の三組のこと)、太田は宮郷に含まれていた、なぜわざわざ別々に出されているのか、わかりにくいということである。

紀州三ヶ郷門徒中宛文案

今度依各忠節早々屬本意事、誠可謂佛法再興、彌馳走此時候、たとひわたくしの遺恨等在之とも、萬端此たびの儀者、聖人へたいし奉り、報謝之思をはげみ、一味同心に申合、國之儀堅固に候はゞ可爲本懷候、就其一念もろ／＼の雑行雑修の心をふりすて、彌陀如来後生たすけ

たまへと、申さむ人は、必々極樂の往生は一定にてあるべく候、此ありがたさには、行住座臥に念佛申され候べく候、佛恩報盡のつとめになるべく候、何事も今生は一旦の事に候へば、能々心得られ候て法儀たしまれ候べく候、猶刑部御法眼可申候也、穴賢穴賢、

正月廿四日

顯如御判

紀州三ヶ郷門徒中へ

この文書を、石尾の推定するように天正十四年（一五八六）のものと考え、第一に「大田退衆」の意味が鮮明になる。この点については太田退城衆を指すとす石尾の指摘が、より合理的である。当時の本願寺方の記録には、「志衆」「下衆」「講衆」「番衆」「長衆」「京衆」「国衆」「寺衆」「案内衆」「足輕衆」「近所衆」などと、さまざまな使い方がなされており、その中に「在城衆」「入城衆」という言い方も見られる。「責衆」という用語も見られるので、退城衆のことを「退衆」と表現したと考えても、それほど不自然ではないであろう。

第二に、同種の文書が三ヶ郷と大田退衆中とに別々に出されている理由がわかりやすい。つまり太田城に籠って退城した三ヶ郷の人々と、それ以外の地域の者も含めて太田城から退城した人々とに宛て書き送っていると理解される

る。年代は不詳である。この文書と内容が同一のものが紀伊の円明寺文書に入っている。ただし日付が五月八日となっている点と、「花押」ではなく「判」になっている点とが違っている。

〔井上著書2〕この文書は、紀州雑賀からの石山本願寺方の常楽寺証賢・下間刑部卿頼廉にあてた書状である。年代は不詳。本願寺よりの鉄砲催促状（五〇〇挺納入）に対するもので、承知した旨、返答している。

以上が、その主な内容であるが、いずれも雑賀一揆を考察するうえで重要な古文書類であることは疑いのないところであろう。

次に、これらの文書が蓮乗寺にもともと所蔵されていたと考えられる理由を列挙してみよう。

第一に、すでに井上鏡夫が指摘しているように、祖先の勲功を語る宗主御書・御印書などが、近世以前において、紀州坊主衆を代表する有力寺院から部落寺院へ売買・譲渡されることは、常識的には考えがたいということである。井上は、この点しか述べていないが（石尾もまた、これらの文書が同寺に所蔵されてきたと考える方がより自然であるという理由を明らかにしていないように思われる）、それだけでは不十分であると思われる。以下、私見を付け加える。

第二に、蓮乗寺が古い由緒をもつ浄土真宗の寺院であっ

のである。

以上のことを考慮するならば、この大田退衆宛顯如書状は、少なくとも天正八年三月以降のもの、おそらく天正十三年四月の太田城陥落時以降のもの（その場合、天正十四年一月）と推定する方が、天正五年と推定するよりはより合理的である。

〔巻物3〕この文書は、石山戦争時における本願寺方指導部をなしていた慈敬寺証智・教行寺証誓・顯証寺証淳・常楽寺証賢の、雑賀年寄衆中宛連署書状である。これも年記はないが、天正七年（一五七九）と推定されている。内容は、信長との和談についてどうするかを決定したいので、前に上山した雑賀年寄衆全員が本山まで来てほしい、昨日、下間頼龍ら二人の者を使わしたが、重ねて「此仁」を使わしたので、「此使者」が下着次第、急いで上山するよう、夜道であっても時日移さず来てほしい、ということである。勅命講和を受諾するかどうかの最も重大議題について、本願寺指導部は、石山戦争の戦闘の面において最も大きな役割を果たしてきた雑賀衆の意見を聞こうとしたもので、相当、緊迫した事態になっていたことが、その文言からうかがえる。

〔井上著書1〕この文書は、常楽寺証賢・上野法眼正秀・刑部卿法橋頼廉連署の紀州惣門徒衆中宛の鉄砲催促状であ

て、このような貴重な文書を残しうる可能性を十分にもっていたことである。同寺には、永正三年（一五〇六）の実如裏書のある「方便法身尊像」が所蔵されている。その裏書を示せば、こうである。

大谷本願寺釈実如（花押）

永正三年丙寅十一月廿八日

富田光照寺門徒

方便法身尊像

田中庄

願主釈善正

なお、渡辺は、前に引用したように、「蓮乗寺代々記」に「俗名助九郎法名善正代ノ事 一御本尊ノソミアケラレ御裏ニ、実如上人様ノ御自筆ノ御書御判大切ナルマレナルオンコトナリ」という「記事も疑問がもたれる」と否定的に見ていたが、実際、現物が蓮乗寺に所蔵されていたのであって、渡辺のこの判断が誤っていたことが明らかになったのである。

第三に、蓮乗寺が雑賀一向一揆関係史料を残しうる立地上の位置にあったことである。たとえば、(1)蓮乗寺の立地する井坂部落の西隣りの那賀郡岡田村にも有力雑賀党員が

存在していたことである。同村の西岡家について、次のような記述がみられる。「天正年中子孫左衛門太郎資村といふ者、鈴木重幸に属す、其後根来の一乱に泉州千石堀に於て戦死す、其子を弥三郎資勝といふ、所領に放れて農民となる、子孫代々当村に住す」⁽³⁷⁾

鈴木重幸とは、雑賀孫市のことであり、千石堀城の闘いは、天正十三年（一五八五）三月の秀吉の紀州攻めに抵抗した泉南地域での一揆をさす。このように隣村岡田村に有力雑賀党員がいた⁽³⁸⁾ということは、蓮乗寺住職およびその信者集団が雑賀一揆に関係を有し、かつ、その関係文書を同寺が残していても、けっして不自然ではないことを物語っている。

(2)先に検討した「巻物2」の大田退衆宛文書が、天正十四年のものとすれば、三ヶ郷の中に含まれていなかった井坂地区の蓮乗寺に残ることは、むしろ自然である。前述のように、同種の文書が同じ日付で「紀州三ヶ郷」宛に発せられているからである。かりに同文書が、従来の解釈のように天正五年のものとしても、太田党そのものにあてた文書ということになり、太田党に一定のかかわりのある人物でない⁽³⁹⁾と、この文書は受け取れない。つまり雑賀年寄衆は受け取れないし、雑賀地域居住の雑賀党員も受け取りにくいであろう。なぜなら、当時、雑賀党と太田党は、対立関

係にあり、太田党が信長に通じたので、頭如があわてて雑賀衆に味方して共に信長と戦えと呼びかけたのが、他ならぬこの文書だからである。他方、完全な太田党関係者であれば、同様の理由で「巻物3」や「井上著書2」のような雑賀関係文書を所蔵するということは考えられない。このように太田党と雑賀党との両者にかかわる文書を残しているのは、太田地域や雑賀地域でないところの紀州有力坊主衆であろう。その意味で、両地域に属さないで、かつ、両地域にそれほど遠くないところに位置する蓮乗寺の住職家が所蔵する⁽⁴⁰⁾というのも、けっして不自然ではないのである。

(3)「井上著書1および2」の文書は、いずれも鉄砲に関係を有するものであるが、一〇〇挺ないしは五〇〇挺も、石山本願寺に運搬するのは陸送の場合、重量の点で、また安全の点でかなり困難であると考えられる。もし水運であれば、その困難は相当解消される。ところで、蓮乗寺の立地する井坂は、紀ノ川の側で、近くに井坂の渡しがあつて、水運には便利な場所であつた。また、「蓮乗寺代々記」によれば住職一家が廻船業にも従事していたとみられ、かつ、井坂部落の人々の中に一九一三年に井坂の渡しの船株を持っていた人がいたという証言もある⁽⁴¹⁾。もし、鉄砲の運送に船運を利用したとすれば、蓮乗寺住職家は、何かと都合であつたと考えられるのである。

(4)鉄砲催促状等、鉄砲に関する文書が残されていることを考えるとき、鉄砲の製造で著名な根来寺の近くに蓮乗寺が立地していたことは、興味深い。現在の研究では、雑賀鉄砲衆が使用した鉄砲がどこで製造されたか、あるいはどこから入手したかは、ほとんど明らかになっていないが、雑賀衆と根来衆が信長および秀吉に対して共同歩調をとって闘ったのであるから、根来衆から鉄砲を購入していた可能性は否定できないであろう。その場合、近在の蓮乗寺住職が重要な役割を担って不思議ではない、立地上の位置にあつたともいえる。

以上四点を考慮すると、蓮乗寺は雑賀関係文書を所蔵している立地上の位置にあつたといふことができよう。

第四に、これらの文書の内容と、当地に残されている石山合戦に関する伝承とが大筋において照応していることである。井上銳夫が聞き取った伝承とは、こうである。「紀伊国那賀郡の紀ノ川中流域、つまり根来寺の周辺に「雑賀五ヶ御坊」と呼ばれる門徒寺があり、これが鉄砲隊を率いて石山合戦に活躍したと伝承されている」⁽⁴²⁾。なお、井上は、別の箇所⁽⁴³⁾で、次のように述べている。「雑賀五ヶ御坊はいずれも、いわゆる未解放部落であるが、その筆頭である川崎蓮乗寺には、頭如書状をはじめ、多くの本願寺からの書状が伝存されていた」⁽⁴⁴⁾。「五ヶ御坊の伝説は一応信頼しうる

性質のものなのである」⁽⁴⁵⁾。

これに対して、渡辺広は、次のように批判する。「根来寺周辺に、どうして『雑賀五ヶ御坊』があるのか。地理を超越した話である。なお、井上は、『雑賀五ヶ御坊はいずれも、いわゆる未解放部落の寺院である』といわれる。しかし、根来寺付近には三か所しか未解放部落はない。近世初期の家数は、わずか二八（牢番頭所蔵文書）・一九・六（ともに慶長検地帳）である。この家数では、御坊はとうてい建てられない。なお、慶長検地帳には、御坊はおろか道場すら記載されていない」⁽⁴⁶⁾と。

まず、(1)「地理を超越した話」であるかどうかを検討してみよう。確かに雑賀荘は、紀ノ川河口の雑賀崎を中心とする地域（現和歌山市中心部）を指しているが、雑賀衆は、雑賀荘のみならず中郷・十ヶ郷・三上（南）郷・社家（宮）郷の五つの荘郷の地縁的結合体であつて、ほぼ現在の和歌山市全域と海南市の北部を含む広範な地域を勢力範囲としていたのである⁽⁴⁷⁾。蓮乗寺は、中郷の和佐からわずか一〇キロメートル、十ヶ郷の楠見から一四キロメートルの位置にあり、かつ、紀ノ川の水系によって容易に結ばれうる地点にあつた。また先述のように、西隣りの岡田村には有力雑賀党員が存在していたのであり、根来寺周辺に「雑賀五ヶ御坊」があつた⁽⁴⁸⁾というのは、必ずしも「地理を超越

した話」として切り捨てることはできない。この「五ヶ御坊」を雑賀衆全体にとっての最も中心的な五つの寺院というふうに解釈をすれば確かに史実に合わないが、これを根来寺周辺における雑賀党員の五つの寺院というように読めば、けっして「地理を超越した話」とは言えなくなる。

(2)「根来寺付近には三か所しか未解放部落はない」という指摘について検討をすると、根来寺を円心として井坂地区の蓮乗寺までの距離(四キロメートル余)を半径として同心円を描くと、その中に被差別部落は一四地区含まれる。⁽⁴⁵⁾ けっして三地区ではない。これを比較的規模の大きい古い部落に限定すればおそらく三地区になると考えられるが、その場合は、渡辺はきっちり限定的に記述すべきであろう。

(3)近世初期の三部落の家数のことであるが、一九とあるのが井坂部落の軒数を指している。慶長六年の検地帳(写)には、屋敷の筆数として一九筆記されている。同一人が二筆所持しているので、実際には一八軒である。しかし、第一節で述べたように、これはあくまで屋敷持ちだけの軒数であって、検地帳には実際井坂皮田村の住民五五人の名請人が記されている(他に「西いさか」の肩書を有する者が一九人存在している。しかし、これらの人々をも井坂部落の先祖の人々とみなすべきかどうかは今のところ判

然としないので保留しておく)。したがって、井坂部落の近世初期の家数を一九軒と記すのは不当である。

(4)「御坊」の解釈について。浄土真宗の場合、御坊と言え、古い由緒をもった大寺院を意味するようである(たとえば吉崎御坊、金沢御坊、鷲の森御坊)が、民衆門徒にとっては、且那寺や道場を御坊と呼ぶこともあったと考えられる。⁽⁴⁶⁾ ここでは、伝承の常としておそらく誇張して、道場のことを御坊として伝えたものと解される。

ちなみに、井坂部落の近隣の二部落(いずれも打田町)のうち、H地区には浄土真宗西本願寺派の浄願寺が存在し、同寺にはその開基の古さを裏づける阿弥陀立像一幅が伝蔵されている。室町時代のもたとされている。⁽⁴⁷⁾ またK地区の真宗西本願寺派光円寺は開基年代未詳ではあるが、中世の古城跡の中に立地しており、現在も残っている石垣の内側に建っている。現在の地名は、古城跡である。⁽⁴⁸⁾

蓮乗寺より東へ一〇キロメートルほど行ったところ、那賀町K地区に建っている真宗西本願寺派の光明寺は、永正四年(一五〇七)三月二十五日付の如裏書のある方便法身画像を所蔵している。⁽⁴⁹⁾

以上の検討により、「五ヶ御坊」というのは、ややおバーな表現になっており、それは三、四の道場とも言うべき実態であったと推測されるにせよ、渡辺広のように、こ

の伝承そのものを全的に否定してしまう根拠は何もないということができよう。大事なことは、根来寺周辺、紀ノ川中流域の、三、四の真宗道場(のちすべて部落寺院となる)があり、これが鉄砲隊を率いて石山合戦に活躍したと伝えられている点である。とくに、その門徒寺の一つである蓮乗寺住職が鉄砲隊を率いて石山合戦に活躍したという点である。この点に関しては、同寺に残された、先に検討を加えた雑賀関係文書(および後に検討する「写しとして伝えられた文書」)の内容に照応しているのである。

上記の四つの理由から、これら雑賀一揆関係文書は、もともと蓮乗寺の所蔵になるものと考えられる方が、「他の地域のもの」がまぎれこんだもの⁽⁵⁰⁾と考えるよりは、はるかに自然で、より合理的であると判断されるのである。

ただ、最後に一点のみ疑問が残るので、そのことについて検討しておかねばならない。それは、「巻物3」の宛先が「雑賀年寄衆中」になっている点である。つまり、蓮乗寺住職は、雑賀孫一・狐嶋左衛門大夫・松江源三大夫・岡太郎次郎・湊平大夫などの雑賀年寄衆ではないのに、なぜこの書状を持っていたか、という疑問である。後に検討する雑賀一向一揆関係史料の写しとして同寺に伝えられたもの(「写12」)によれば、同寺住職が「石山籠城」をしたことがうかがえる。「巻物3」は、既述のように勅命講

和を受け入れるかどうかという重大事項を決定するために雑賀年寄衆に直ちに上山してほしい旨書き記した本願寺指導部からの書状である。文中に、前日に下間頼龍ら二人の使者を送ったが、今回、重ねて「此仁」を派遣したので、「此使者」が到着次第、急いで上山するようにとある。「此仁」「此使者」が、雑賀年寄衆にこの書状を見せたのち、自分の手許にこの書状を残したとみられる。そして、他ならぬ「此仁」「此使者」が、当時本山に籠城していた蓮乗寺住職であったと考えられるのである。本願寺指導部は、緊迫した情勢の下で、石山戦争において最も重要な位置を占めていた雑賀年寄衆の意見を聴取するため、その上山を促したのであるが、事態が切迫していただけに先に送った二人の使者だけでは不安があったので、雑賀衆の有力者で、よく事情に通じていたとみられる蓮乗寺住職を重ねて使者として派遣したのであろう。こうした経緯で、「此仁」「此使者」であった蓮乗寺住職の手許に、この貴重な書状が残ることになったと考えられる。このように解釈すれば、先程の疑問は氷解するのである。

次に(B)雑賀一向一揆関係史料のうち、写しとして伝えられたものについて検討する。全部で二二点である。そのうち「写1」は「巻物1」の「包紙」に記された部分が欠落し

ているのみで、他はまったく同一文である。「写2」は、「巻物2」の「端書」の部分に欠けているのみで、他はまったく同文である。

〔写7〕は、「井上著書1」の文章とほぼ同一で、日付、差出人は全く同じである。「遣」が「遺」になっているところが二カ所、「各持候て、可被參候」が「各披見可參候」となっているところが一カ所、あわせて三カ所の違いがあるにすぎない。ただし、宛先が、「紀州惣御門衆中」が「紀州川崎御門徒惣中」となっているところに作爲のあとがみられる。つまり「川崎」が異筆で挿入されているのである。この「川崎」は、「川崎村」(井坂部落は、元、そのように称されていた)のことを指している。

〔写8〕は、「井上著書2」とほぼ同一文で、日付、差出人、宛先すべて同じである。文中、「此等」が「此」に、「可然之様」が「可然候」に、「仰候」が「以候」に、「雜嘉」の判が「雜賀」になっている点が違っただけである。

〔写9〕は、「巻物3」と同じもので、「不残」が「不淺」に、「証賢」が「証堅」になっているところだけが異なっている。

以上のように、「写」の五点は、「巻物」や「井上著書」にみられる真筆の古文書を書写したもので、若干の誤字がみられる程度であるが、問題は、「写7」にみられる宛名

(異筆) 川崎了玄

并 門徒中

〔写4〕

雖不有僧侶之本意、年来信長当山ニ悪を結び、鬪諍無止時、発大軍度と及合戦之間、悲歎無限候、依各粉骨碎身之防戦、莫大之功ニより、今日迄無恙当寺相抱候事、且者 仏祖之遺念、且者又同志門葉之忠節与、感悦不斜候、雖然末世濁乱与者乍申、眼前修羅之街ニ存命候事、前世之業因予力不幸不可過之候、早浮生之遁苦界安養之往生を待斗ニ候、穴かしこく

(貼紙) 三月一日

頭如(花押)

(異筆) 川崎了玄

〔写5〕

切とニ成御連書写

各頂戴可被申候、依而近年信長当寺ニ対し種と非と之題目申掛候与いへ共、御定法も及ハ而候程之処ハ(此間切レ有)依而御不和ニ成行候様紙面ニ難悉候、就中年来之御失つ之儀、第一兵粮玉薬以下御用意御難渋此節ニ候

に「川崎」を異筆で書き込んでいたという点である。ここに明らかに作爲のあとがみられ、「異筆」の部分を書き加えた人物の、一定の意図、つまりこれら「写」の文書が

「川崎」、換言すれば蓮乗寺住職にあてて出されたものであることを明確にしようという意図がはたらいっていることがうかがえる。この点は十分に注意されなければならないが、逆に、この「異筆」の部分を削除すれば、最初に書写した人物は、真筆をかなり忠実に写し取ろうとしていたことがうかがえるのである。しかし、写しは写しであって、一級史料たりえないことは否定できないところであって、以下、紹介する写しの内容をすべて信用することができないのは、もちろんのことである。

〔写3〕

感状之事

今日之防戦不顧身命拔群之働感思処也、乍去一宗破滅を悲而已、必不可殺害を好、偏ニ 仏祖之仰冥助、信心賢固之上、報謝之称名無怠、一味同心之輩申合防戦肝要候也、穴賢と

(五) 天正丁丑

三月三日

頭如(花押)

条、一紙半銭ニよらず懇志を励まされ候ハ、難有可被思召候、如是之儀ニ付、御書を被成候事、仰候得共恐有事ニ候欺偏ニ仏法再興之思ひをなし、寸志之御馳走可有事肝要ニ候、為其端之坊被差下候、相心得可申由被仰出候、謹言、

十月七日

刑部卿法橋

頼廉(花押)

上野法眼

正秀(花押)

(異筆)

川崎了玄

(異筆) 紀州 御門徒惣中へ

〔写6〕

雖不始今候、今度之防戦宗旨之存亡此時候、然ニ其方格別之軍功、支大敵暫時令安堵事、天晴之働感思処也、弥無油断 仏恩ニ報謝之思ふ、一宗再興之忠勤可相励もの也、あなかしこく、

(六九) 天正十一年 寅正月

頭如(花押)

(異筆) 紀州

川崎了玄

〔写10〕

為過急防戦、鉄抱百挺玉菓五百斤鎧冑十具被調進寄持之
至神妙ニ被思召候、仍被排御印判候也、
正月十八日

刑部卿法橋

頼廉(花押)

上野法眼

正秀(花押)

紀州

川崎了玄

右者石山江献上也

〔写11〕

〔写11〕

石山御退去之後暫雖安堵住、又と信長起逆意、近と発軍
馬之聞無其隠、旧来同志之僧俗、悲歎之余防戦之企夫と
運懇志之処、其方格別之拙志、兵糧米三拾石判金七拾枚
令調進寄持之至神妙ニ被思食候、依被排御印判候者也、
五月廿八日

刑部卿法橋

頼廉(花押)

上野法眼

正秀(花押)

川崎了玄

右者鷲森江献上也

〔写12〕

御直 拝領物

一 九字十字御名号二幅右者石山籠城之砌 頭如上人御真
筆直と拝領之処、一幅ハ御殿江御取上十字尊号者御安置
也

一 御打物 無銘 一振

同石山籠城之砌拝領也

銘相州広光

一 御大刀 一腰

右者鷲森討死覚悟之節御直頂戴也

一 両親自影

右者御本廟御再興之上永と忠勤之為御褒美、代と自影
御免許奉蒙御印判候也

御免状写

宗門再興永と抽丹誠不顧身命忠勤候事御感不淺依之其寺代
と自影御免許被成下候者也

天正十三年

九月二日

刑部卿法橋
頼廉(花押)

これらの「写」のすべての宛先の箇所に、「異筆」で
「川崎了玄」ないしは「川崎了玄坊」(蓮乗寺住職の名
前)が挿入されているので、これらを削除して、諸文書の
内容を考察しなければならない。

〔写3〕は、「天正丁丑」の年号が入っており、西暦一
五七七年の史料の写しであろう。頭如よりの感状である。

〔写4〕は、年記はなく、日付も貼紙に記されているも
のである。石山戦争時における頭如の心境を書き記した書
状である。

〔写5〕も年不詳である。本願寺坊官下間頼龍・下間正
秀連署書状で、信長との対戦に向けて懇志上納を催促した
ものである。

〔写6〕は、天正十一年寅正月と記されているが、石山
戦争(一五七〇〜八〇)時の寅年は天正六年(一五七八)
しかないから、おそらく天正六年の誤りであろう。やはり
頭如の感状である。

〔写10〕は、紀州の門徒衆が鉄砲一〇〇挺、玉菓五〇〇

斤、鎧冑十具を献上したことへの、本願寺坊官からの礼状
である。年記はない。

〔写11〕は、年記はないが、天正八年三月の勅命講和後
のもので、かつ、天正十年六月の信長死去以前のものでは
ある。したがって、天正八、九、十年のいずれかの年の五月
二十八日付のものになるが、文中に「又と信長起逆意」云
々とあることから、天正十年のものとして推定される。同年六
月三日には、織田軍の先鋒が紀州の鷲森御坊に至っている
からである。これも、兵糧米三〇石、判金七〇枚の献納に
対する、本願寺坊官からの礼状である。

〔写12〕は、二つの史料からなるもので、初めのもの
は、拝領物等の一覧である。「石山籠城之砌」に、頭如よ
り九字十字の名号二幅を拝領したこと、「御打物」(槍)を
一振拝領したことなどが記されている。

後の方は、天正十三年(一五八五)のもので、本願寺坊
官から与えられた免許状の写しである。宗門再興に功があ
ったとして、「代々自影」が免許されたことを示してい
る。

これらの「写」の文書の性格・内容および先に見た「巻
物」・「井上著書」を考慮するとき、これら「写」の内容を
一〇〇%信用することはできないのはもちろんであるが、
蓮乗寺住職が、石山戦争などで勲功を立て、また石山本願

寺に籠城していたときがあったことを伝えているとみて、まず間違いないと推量される。

なお、天正十三年九月二日付の「御免状写」〔写12〕が存在していることは、「巻物2」の「大田退衆中」宛文書を天正十四年のものと推定するうえで重要である。なぜなら、天正十三年九月二日という時点は、太田城陥落の四月二十二日から四カ月余り後のことで、石尾芳久が説くように本願寺指導部の意に沿って、退城前後に活躍したと推定される蓮乗寺住職に対する褒賞とも考えられるからである。翌年一月、さらに退城衆の説得を促すため「大田退衆中」宛書状を、頭如がわざわざ蓮乗寺住職宛に出したと考えることができるので、天正十四年説がより合理性をもつように思われるのである（そうでなければ、石山戦争終結後五年余も過ぎてから、なぜ本願寺がこのような褒賞を与えたのか、判然としなくなる）。

(2) 「蓮乗寺代々記」の検討

「蓮乗寺代々記」には、蓮乗寺の由緒、所持田畑の明細、掟書き、譲り状などが含まれている。執筆年代は、寛永十五年（一六三八）で、管見のかぎりでは、真宗系部落寺院の、この種の記録としては最も早期のものに属する。執筆者は、同寺住職五代目とされる了恵（一五七二年出

生）、俗名治兵衛である。この年、了恵は六八歳で、息子左平次（了玄）が一六歳を迎えたのを機会に、同寺の寺宝や土地などの財産を譲与するとともに、同寺の由緒を書き与えようとしたものと推量される。

ここで重要なことは、由緒書の信憑性の問題である。

同史料は、石尾芳久が指摘するとおり、同寺住職三代目とされる善正（初代助九郎）が、「大酒ニヨリテ田中上野前ヤナキ嶋ニテ享祿四年卯ノ霜月十日ニ往生セシム、人コロシタルトモイフ」というように、不名誉な事柄を直截に記録している。それ以外にも、慶長三年（一五九八）に隣家の火事によって道場台所、蔵米七〇俵ほどが焼亡して、老父の了善（四代目、俗名助大夫）を逼迫させることを悲しんで、息子である治兵衛（法名了恵、この「代々記」の執筆者）が、慶長六年（一六〇一）より江州大津に出て、まる五年の間、「廻船セシメ」、辛苦の末、蓄財して郷里に帰ってきたと記されている。これなども、住職家の息子が「廻船」しなければならなかった窮状を伝えており、真実味が感じられる。

また、三代善正のとき、「御裏ニ、実如上人様ノ御自筆ノ御念比ナル御書御判、永正三年霜月廿八日御免アソハサレクタサレシロナリ」と記していることは、前にふれたように、同じ年月日付の実如の署名のある現物が発見された

ことよって、その正しさが裏づけられたのである。

さらに、この「代々記」が、祖先を天皇一族、貴族、大寺社あるいは武将などに結びつけていないことも注目される。

このように、この「代々記」には、既に存在していた史料等に基づいて、できるだけ客観的に書こうとした態度がみられる（なお、渡辺広が指摘した「助九郎」という名前の問題については、既に述べたので、ここではくりかえさない）。

ただし、「代々記」の由緒書の部分は、あくまで由緒書の類いにすぎず、全面的に信じることはもちろんできない。他の史料とつきあわせながら、慎重に分析する必要がある。

以上が、蓮乗寺所蔵文書の史料批判である。

三 蓮乗寺所蔵文書より見たる天正十三年

以前の住職家の社会的地位

(1) 雑賀一向一揆関係史料より

(A)の「巻物」などの雑賀一揆関係文書を受け取ることのできた人物は、雑賀衆の中の有力坊主衆で、鉄砲隊と深い関係を有する人物であると考えるのが妥当であろう。

しかも(A)の古文書はもちろんのこと、(B)の写しの文書に

おいても、本願寺方の書状など、その内容・宛名の書き方に、「河原者」「穢多」「キヨメ」「宿」などの記載は、一切、見られず、その文面にも差別的記述はまったく見られない。「巻物1」は、頭如上人文案と完全に一致し、「巻物2」は、「紀州三ヶ郷門徒中」宛のものと酷似している。「井上著書1」は、雑賀衆の有力寺院・円明寺の所蔵文書と、日付が四日間違うだけで、文面は全く同一である。

ところが、紀伊国河内郡H部落に伝蔵されている本願寺からの感状には、「河原者助五郎」という記載が見られる。また「証如上人日記」天文九年（一五四〇）一月十二日の条に、「住吉長井宿弦十張上之。○河原者彌次郎等、緒太上之」と記されている。

このように見えてくると、蓮乗寺住職家は、有力坊主衆で、「河原者」などの被差別身分出身ではなかったと考えるのが妥当であろう。

次に(B)の写しの方の文書を見ると、本願寺に兵糧米、判金、玉薬、鉄砲、鎧冑などを相当多量に献納していたことがうかがえる。写しであるので、それこそ額面どおりに受け取れないが、蓮乗寺住職家およびその門徒集団がかなりの懇志を納めていたことは否定できないと思われる。住職およびその門徒集団は、かなり富裕な階層に属していたことが推測される。

(2) 「蓮乗寺代々記」より

「蓮乗寺代々記」によれば、執筆者の祖父、初代助九郎(善正)は、田畑を増やし、「富貴ニシテ下人三十人ト云々」とある。「下人三十人」には誇張があると思われるが、既にふれたように、彼は田中庄の名主が入り乱れたとき、功績があつて畑一町歩ほど高除きにもらい、このとき「川崎助九郎」という俗名を与えられたという。筆者の父、了善(助大夫、二代目助九郎)は、享祿四年(一五三一)にその父善正が死んだとき、わずかに五歳であつたが、母に育てられ、「田畑耕作シ繁盛セシム」という状況であつた。

実際、慶長六年(一六〇一)の検地帳(写)を見れば、助九郎(助大夫、了善)は、一町一畝三步、一六石二升二合五勺を所持していた。寛永十五年(一六三八)には、了善の子、了恵が、その子、左平次(了玄)に田畑一町四反四畝八歩を、左平次の弟次郎助に七反三畝十六歩を、その妹小恣いに二反一畝一九歩、合わせて二町三反九畝一三步を譲与している。農業経営の面から見れば、住職家は富農的階層に属していたといえる。

しかし、前にふれたように、了恵は、慶長六年、家計逼迫のため近江・大津で廻船業を営み、蓄財をして五年後に帰郷しているので、住職一家は、なお廻船業にも一定の力

かわりをもっていたと考えられる。
蓮乗寺文書や検地帳(写)で見ると、蓮乗寺住職は、廻船業にも一定の関係をもちながらも富農的階層に属した人物で、かつ雑賀衆の有力坊主衆の一員であつたとみられ、河原者などの被差別身分に属する階層ではなかつたと結論づけることができよう。

四、非被差別身分から「皮田」へ

——何が介在したか——

前節で見たように、蓮乗寺住職は、中世末期の石山戦争前後においては船運に関係を有しながら富農的階層に属していた雑賀衆の有力坊主衆の一員であつたが、その十数年後の慶長六年には、検地帳(写)によれば「皮田村」の住民、つまり「皮田」身分に位置づけられていたのである。慶長六年の検地帳(写)は、第一節でふれたように井坂皮田村分の帳簿であつた。同帳簿では名請人の右肩に「皮田」の肩書きが付されていないのは、この帳簿の表紙に「田中組」()の中には、実際には「井坂ノ内皮田村」と記入されている)とあるように、皮田村のみの検地帳であるからである。実際、近村の慶長六年の「北大井村御検地帳」には、井坂皮田村の彦二郎が、「彦二郎」、

同彦六が「彦六」、同助次郎が「助二郎」として記載されている。また、同年の「中井坂村御検地帳写」には、井坂皮田村の孫七が「孫七」として記されている。

ところで、この皮田村の検地帳の名請人として助九郎が出ており、この助九郎が蓮乗寺住職であつたことは、助九郎の下に書かれた、寛延四年(一七五二)時点の名請人の名前が「了俊」となっているケースのみられること、「屋敷式畝 高三斗 助九郎^{了俊}」と記されていること(明らかである(了俊は、蓮乗寺八代目住職の法名である))。つまり、蓮乗寺住職(助九郎)は、法名了善、もう一つの俗名助大夫)は、「皮田」として位置づけられているのである。つまり、前節で述べたように、被差別身分ではなかつた蓮乗寺住職が、「かわた」に身分低下されているのである。

このように身分が低下されるという場合、よほど重大な事情が介在したと考えなければならぬが、蓮乗寺住職のケースにおいては、その身分低下の理由として、同寺所蔵文書と伝承が物語っている雑賀一向一揆への参加、おそらく天正八年三月の勅命講和後の一向一揆、とくに天正十三年三月から四月にかけて展開された太田城の闘いへの加担という事情以外には考えられないのである。言いかえれば近世権力は、一向一揆に積極的に加わつた蓮乗寺住職に

弾圧を加えて身分低下処分を行ったとしか考えようがないのである。

最後に、そのことについてもう少し付言しておきたい。既に別のところで書いたことであるが、第一に、信長、秀吉、家康らの封建領主たちが、一向一揆参加者に対して残酷な行為をとっていたことである。大量虐殺、処刑、一向宗の禁教、転宗の強制、寺院の破却、僧侶の追放、一揆参加者の村全体の焼却等々の、許すことのできない非道な弾圧を行ったのである。

第二に、中世末期に、大和の戦国大名と目されていた興福寺が、種々の犯罪者に対して、その罪を咎めて「非人」に身分低下させていることである。

第三に、近世部落と浄土真宗との結びつきがきわめて緊密であつたこと、しかも、それが幕藩権力の宗教統制の結果ではないこと、部落寺院の中に開基年代が天正十三年(一五八五)よりも以前に遡及できるものが相当数存在すること、その中には実際一向一揆に参加したか、参加したと伝えられる部落寺院が存在するということである。

第四に、中世被差別身分に結びつかない近世部落が各地に存在し、かつ、それらの中には、一向一揆への参加を明示する古文書や寺伝を持っている地区があるということである。

第一の点について付け加えておきたいことは、一向一揆参加者に対する身分低下処分が実際存在していたということである。加賀藩内では、地侍的門徒たちが町人身分へ低下されている事例が報告されている。⁽⁶¹⁾ また、加賀一向一揆の首領の一人であった武士門徒が紺屋頭を命じられている事例も存在している。⁽⁶²⁾

第二の点について書き添えておきたいことは、文明十七年(一四八五)七月、興福寺六方衆が、「念仏風流」の際の違法を咎めて、参加者の一部を「非人」としたということである。⁽⁶³⁾ また、同じ興福寺が、一向宗徒や僧侶を逮捕したり、住屋を検断したり、さらに天文元年(一五三二)に起こった一向一揆に対して、一揆参加者の郷を焼却処分とし、門徒の郷民を追放していることも、注目されなければならない。

以上の点をふまえながら、雑賀地域の状況を考えると、第一の点に関連して、秀吉が、天正十三年三月、泉南地域で、たとえば千石堀城に籠っていた民衆を五〇〇人余も焼き殺すなどの暴虐を行い、ついで根来寺を全山焼き払い、最後に太田城を攻め、五三人の首を刎ねさせた事実が想起されなければならない。秀吉にとって太田城に籠った門徒衆は、「悪逆東梁奴原」であった。⁽⁶⁴⁾

第二の点との関連では、井坂皮田村の隣村岡田村の有力

同寺住職と行動を共にし、それゆえ住職とともに「皮田」に身分低下されて、「井坂皮田村」が成立したと考えている。同皮田村が、慶長六年当時より村高一九四石余も所持し、慶長十八年の「紀州検地帳写」においても「皮田村」と記載されて、近世初頭から、一村独立的性格をもっていたのも、上記の経緯によるものと推量している。

以上でひとまず蓮乗寺文書の分析を中心とした考察を終えることとするが、今後、さらに近世初頭の検地帳などの精密な分析を行いつつ、紀ノ川中流域の真宗系部落寺院の調査を行うことで、本稿で展開した見解をさらに深め発展させたいと念願している。そのためにも、本稿に対する御批正をお願いする次第である。

- (1) 拙著『近世部落の成立と展開』解放出版社、一九八六年、第二、三章。『被差別部落起源論序説——近世政治起源説の再生』明石書店、一九九〇年、第二、五章。
- (2) 渡辺 広『未解放部落の形成と展開』吉川弘文館、一九七七年、一五〇六頁。
- (3) 「井坂の内」□□□御検地帳写』『打田町史』第一巻史料編1所収。
- (4) 『和歌山県史』近世史料一、八頁。
- (5) 『打田町史』第一巻史料編1、八二九頁。

雑賀党員西岡左衛門太郎資村が千石堀城の闘いで戦死したのち、その子弥三郎資勝が「所領に放れて農民とな」ったということが注意されなくてはならない。同家の由緒について次のように記されている。「家伝にいふ、其祖を西岡左衛門佐長頼といふ、菅原家の末流なり、故ありて浪士となり、城州相良郡西岡郷に居る、元弘年中、後醍醐帝笠置に潜幸のとき官軍に属す、南北和平の後、子孫西岡大学資基といふ者、当村に來り住す、其子を菅太郎資光といふ、莊中に菅神社を草創せり」と。これも由緒書の類いなので、どこまで真実が書かれているか不明であるが、岡田村に居住していた土豪的階層であったことは認められるであろう。この土豪的門徒の子孫が、「所領に放れて」百姓身分に貶下されたのである。

右に述べたことを総合的に考えるとき、雑賀一向一揆に積極的にかかわり、とくに鉄砲隊に深い関連を有し、おそらく太田城の戦闘に加わったとみられる蓮乗寺住職(土豪的階層ではなく、ワタリ)の性格をなお保持していた富裕な百姓的階層であった)が、一等、身分を落とされて「皮田」身分に被差別身分にされたと考えることが、より妥当性をもってできることが了解されよう。

このような理解のもとに、私は、この蓮乗寺(当時は道場)に結縁していた門徒集団(田中庄川崎村の住民)も、

- (6) 同前、八九二頁。
- (7) 同前、九四四頁。
- (8) 『紀伊續風土記』卷之三十一、那賀郡 田中庄 下井坂村の項。天保五年(一八三四)の「紀伊国郷帳」にも、下井坂村の次に、「一高式百石三斗六升七合 □□□□皮田」とあり、独立村的性格をもちつつも、なお下井坂村に一定の支配を受けていたことが示されている(『和歌山県史』近世史料一、三八頁)。
- (9) 『打田町史』第三巻通史編、二八四頁。
- (10) そのことは、慶長六年の検地帳写が、「田中組□□」となっており、その□□の箇所には、実際には「井坂ノ内皮田村」と記されていることから(渡辺 広前掲書、二五頁)、また、その検地帳写の記述内容そのものから、井坂皮田部落独自の検地帳写であって、まさにここに記されたすべの土地は「井坂ノ内 皮田村」内のものであることを示している。

- (11) 「巻物1」3は、『打田町史』第一巻史料1、四一八〜九頁。「井上著書1、2」は、井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館、一九六八年、六一二〜三頁。
- (12) 井上前掲書、六一二、六一五頁。
- (13) 渡辺前掲書、一五〇六頁。なお、これら蓮乗寺文書は、『和歌山市史』第四巻古代・中世史料、一〇五九頁(巻物1)、一〇六六頁(巻物2)、一一〇五頁(巻物3)に収録され、『和歌山県史』中世史料二、四三七頁(巻物1)、四三八頁

- (13) 『巻物2、3』に収められている。
- (14) 井上前掲書、六一五頁。
- (15) 渡辺前掲書、一五〇六頁。
- (16) 同前、二五頁。
- (17) 石尾芳久『被差別部落起源論』増補版、木鐸社、一九七八年、二二七～九頁。
- (18) 渡辺 広『未解放部落の歴史的研究における方法の問題』『和歌山の歴史と教育』一九七九年一〇月、二三～四頁。
- (19) 貴志康親『雑賀党物語』国書刊行会、一九七六年、一七四～五頁。
- (20) 『石山本願寺日記』下巻、六一九～二〇頁。
- (21) 井上前掲書、六〇九頁。
- (22) 『打田町史』第一巻史料編Ⅰ、四一九頁。
- (23) 『和歌山市史』第四巻、一〇六六頁。
- (24) 『和歌山県史』中世史料二、四三八頁。
- (25) 石尾前掲書、二二一～三頁。
- (26) 『石山本願寺日記』下巻、六二二頁。
- (27) 『和歌山市史』第四巻、一一一八頁。
- (28) 同前、一一二五頁。
- (29) 『石山本願寺日記』下巻、六三〇～四頁。
- (30) 同前、六一六～七頁。
- (31) 以上、同前、四九五～六二八頁。
- (32) 同前、六二〇頁。
- (33) 『和歌山市史』第四巻、一一九五頁。
- (34) 『石山本願寺日記』下巻、五二七頁。
- (35) 『和歌山市史』第四巻、一一〇八頁。
- (36) 『打田町史』第二巻史料編Ⅱ、七四〇頁。
- (37) 『紀伊續風土記』卷之三十、那賀郡岡田村の項。
- (38) 貴志康親前掲書、一七四頁。そこで次のように記されている。「古文書の主人公資村は陸々たる雑賀党員であり、孫市が粉河で死ぬ数日前に、千石堀の防戦で戦死している。」なお、打田町には「重行の榎の木」という伝承として、天正十三年の秀吉の紀州攻めるとき、紀州の百姓たちが重行峠などに城を作って防戦し、百姓たちが切り殺されたことが語り伝えられている(『打田町の民話と伝説』打田町教育委員会、一九八七年、一〇～二二頁)。
- (39) 同前、七七頁。
- (40) 井上前掲書、六一二頁。
- (41) 同前、六一二頁。
- (42) 同前、六一五頁。
- (43) 渡辺前掲論文「未解放部落の歴史的研究における方法の問題」二三頁。
- (44) 『和歌山市史』第四巻、一三〇六頁。
- (45) 中央融和事業協会「全国部落調査」一九三六年三月刊。和歌山県の項は、一九三四年六月現在。
- (46) 『広辞苑』の「御坊」の項には「寺院または僧侶の敬称」とある。
- (47) 『打田町史』第二巻史料編Ⅱ、八二五頁。
- (48) 同前、第三巻通史編、一六三頁。前掲『打田町の民話と伝説』五二～三頁。
- (49) 井上鏡夫前掲書、一七二頁。
- (50) 『打田町史』第一巻史料編Ⅰ、四二二～六頁。
- (51) 大谷大学編『真宗年表』法蔵館、一九七三年、九六頁。
- (52) 『打田町史』第一巻史料編Ⅰ、四二七～三三頁。
- (53) 石尾前掲書、二一九頁。
- (54) 田明寺については、結城範子「石山戦争に於ける紀州一揆の性格」『論集日本歴史6 織豊政権』有精堂出版、一九七四年、一九四頁の注(55)、(56)に詳しい。
- (55) 渡辺 広『未解放部落の史的的研究』吉川弘文館、一九六三年、二三四頁の注(11)。
- (56) 『石山本願寺日記』上巻、三三二頁。
- (57) 注(10)参照。
- (58) 『打田町史』第一巻史料編Ⅰ、六六七～八二頁。なお、□□とある箇所は、「かわた」あるいは「皮田村」と記されていると推定される。
- (59) 同前、六四五頁。
- (60) 前掲拙著『被差別部落起源論序説』一三六～九頁。
- (61) 笠原一男『一向一揆の研究』山川出版社、一九六二年、八〇三頁。
- (62) 石尾芳久『一向一揆と部落』三一新書、一九八三年、九一～三頁。二二二～三頁。
- (63) 『奈良の部落史』史料編、奈良市、一九八六年、二二三
- (64) 「羽柴秀吉朱印状」『和歌山市史』第四巻、一一〇七頁。
- (65) 『紀伊續風土記』卷之三十、那賀郡岡田村の項。